

平成30年第12回教育委員会会議録

日時：平成30年11月22日（木）

午後5時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	上島均
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	中村光一

出席者	教育長	倉田幸則
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	田中寛
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里秀紀
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	片岡長作
	青少年・公民館事業担当参事	南条弥生
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	松谷富美子
	教育研究支援課長	伊藤雅子
	生涯学習課公民館事業担当副参事 （兼）中央公民館長	松永正春
	生涯学習課青少年担当副参事 （兼）青少年センター所長	小島広之
	津図書館長 （兼）津図書館図書事務長	山下三佳

教育長 平成30年第12回教育委員会を開催します。傍聴はございません。
本日の議案の概要説明をお願いします。

学校教育・人権教育担当理事 それでは、本日の議案の概要でございますが、
議案第48号 平成30年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉
について、議案第49号 津市教育委員会点検・評価について、議案第50号
平成31年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について、議案
第51号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、4
件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞ
れの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第48号及び議案第5
1号の議案4件です。このうち、議案第48号から議案第51号の4件につ
きまは、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に
該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第48号から議案第51号については
非公開と決定します。

議案第48号 平成30年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉
について

議案第48号 非公開で開催

議案第48号 原案可決

議案第49号 津市教育委員会点検・評価について

議案第49号 非公開で開催

議案第49号 原案可決

議案第50号 平成31年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針に
ついて

議案第50号 非公開で開催

議案第50号 修正可決

議案第51号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第 5 1 号 非公開で開催

議案第 5 1 号 原案可決

教育長 それでは、非公開事案の審議に移りたいと思います。先ほど決定しましたので、ここからは非公開といたします。議事に入りますので、議案第48号 平成30年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉について、事務局から説明をお願いします。

教育長 下里参事どうぞ。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 議案第48号 平成30年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉につきまして御説明を申し上げたいと思いますので、最初の資料をお願いしたいと思います。本来ですと前回の教育委員会で事前にお諮りすべきところでございますが、市の予算スケジュールに基づいてしておりますので、今回のこの時期になりましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございません。それでは、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の1ページを御覧いただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2億5,570万3,000円を減額し、歳入歳出総額を95億1,835万8,000円にしようとするもので、今回の補正の主なものとしましては、職員構成や職員数の変更などによる実績見込み、及び人事院勧告がなされておりますので、それに伴う給与改定にかかる調整に伴う一般職給の補正と、並びに、現時点で不足額が見込まれる事業費につきまして補正を行ったものがございます。次に、第3条繰越明許費の補正でございますが、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費につきまして追加しようとするもので、資料の2ページの第3表「繰越明許費補正」という欄を御覧いただきたいと思います。（款）10教育費（項）5社会教育費 橋南公民館整備事業で、旧修成幼稚園舎の改修工事に係る実施設計費といたしまして559万7,000円を設定するものがございます。また1ページのほうへお戻りいただきたいと思います。第5条の地方債の補正でございますが、これも資料2ページの、第5表「地方債補正」を御覧いただきたいと思います。変更の内容でございますが、公民館施設整備事業におきまして、旧修成幼稚園、先ほども挙げました幼稚園舎の改修工事の実施設計費に係る財源としまして地方債を発行するため、その地方債の限度額を、補正前の1億6,250万円から、補正後は1億6,780万円に増額して変更するものがございます。次に、資料の5ページを御覧いただきたいと思います。下段のほうですけれども、歳出（款）10教育費（項）1教育総務費（目）2事務局費は2,340万8,000円の減額計上で、右側の欄の一般職給2,346万2,000円の減額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整によるもので

ございます。その下の特別職給5万4,000円の増額は、期末手当等の実績見込みによるものの増でございます。(目)4教育研究所費は、6ページにかかまして、一般職給28万3,000円の減額計上、及び(目)5給食センター費の一般職給1,333万2,000円の減額計上は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整によるものでございます。(項)2小学校費(目)1学校管理費は、一般職給1,503万1,000円の減額で、こちらも一般職給与費の実績見込み・人事院勧告による調整によるものでございます。(目)2教育振興費は、就学援助事業1,010万1,000円の計上で、就学援助の認定者の実績見込みによる扶助費の増でございます。7ページを御覧いただきたいと思えます。(項)3中学校費(目)1学校管理費は、一般職給927万5,000円の減額計上で、こちらも一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う調整によるものでございます。(目)2教育振興費は、就学援助事業396万3,000円の計上で、就学援助の認定者の実績見込みによる扶助費の増でございます。(項)4幼稚園費(目)1幼稚園費は、一般職給2億4,572万6,000円の減額計上で、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定の調整のほか、認定こども園が開設になりましたので、そちらへの職員配置の変更による減でございます。8ページをお願いしたいと思います。(項)5社会教育費(目)1社会教育総務費は2,323万円の計上で、一般職給991万7,000円の増額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う調整によるものでございます。放課後児童健全育成事業1,331万3,000円の増額は、国の補助要綱の改正等によります放課後児童クラブ運営費等補助金の増でございます。(目)3公民館費は1,503万3,000円の増額計上で、一般職給893万7,000円の増額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う調整によるものでございます。公民館施設整備事業609万6,000円の増額は、橋南公民館移転に伴います旧修成幼稚園舎改修工事に係る実施設計業務委託料の増等によるものでございます。(目)4図書館費は、一般職給97万5,000円の減額計上で、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いたします。

教育長 説明は以上です。御質問等ありましたら願いたします。

滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 主に、職員給与等については減額になっているところが多いと思うんですけど、その説明の一つに、人事院勧告による調整というのがございま

して、人事院勧告は一定の基準があると思うんですけど、うちはそれよりも多く予算を計上していたので減額になったということですか。

教育長 下里参事どうぞ。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 今までは、去年のベースで予算計上はしてありまして、去年の11月現在の状況でしてございます。その時点の給与改定で見込んでありますが、それよりも人事院勧告でアップ率が多くなりましたので、その分の差額で増額になってございます。

滝澤委員 それは増額ですね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 増額です。

滝澤委員 減額になっているところは。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 減額になっているところが、職員が、私どものような職員の代わりに若手の職員が来て、給与が、同じ人数ですが下がる場合もありますし、人数が減になっているところがございます、配置人数が減のところもございまして、まず、給食センター費は12人から10名で2人減になっているとかですね、学校の小学校・中学校費も101人が100人とか、28人が27人。先ほど言いました幼稚園費につきましては、認定こども園への移行があつて、131人見込んでいたのが98人ということで、33名の方が減になっているというようなかたちで。そちらの実施の人数の件もございまして、職員が給与の高い職員が給与の安い職員に人事異動によって替わったというような例もございまして、そういう調整の結果、減のほうが多かったというようなことになります。

滝澤委員 差額ですね、これは。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。差額です。

滝澤委員 プラスもあればマイナスもあるというので、結果的に、人員減、あるいは、高い給与の方から安い給与の方ということで、最終的にはマイナスになったということですね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。マイナスになったのが多いということで。

滝澤委員 そうですよ。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 逆の現象もございますけども、増えた所管もございますので、社会教育総務費のところは1人増になったりとか、公民館費も1人増になっておりますので、そういうところは、職員数が増えた事によって増額というようなことになっております。

滝澤委員 ちょっと印象的にマイナスが多くて、人事院勧告の調整もその理由に入っていると、人事院勧告はうちの見込みよりも低かったのかみたいな感じもあるので、高かったのか、低かったのか。人事院勧告はうちの見込みよりも高かったということですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 人事院勧告分というのは当初は見込んでおりませんので、通常のベースアップだけしか見ておりませんので、それが人事院勧告によって、我々の通常よりも多い勧告が出ておりますので、その分の差額を4月に遡ってます。

滝澤委員 それがプラスの分。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。プラスの部分です。

滝澤委員 はい。わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員 はい。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 では、議案第48号につきましては、原案どおり承認ということでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、御意見なきようですので、議案第48号については原案どおり承認といたします。それでは、続きまして、議案第49号津市教育委員会点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 議案第49号津市教育委員会点検・評価につきまして、御説明を申し上げます。これは、前回の教育委員会で粗原稿で一度お渡しさせていただいたものをまた委員さんから点検・評価を受けまして、最終案をお出しさせていただくものでございまして、本点検・評価報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」ということが義務付けられておりまして、当津市教育委員会におきまして、平成19年度分からこの点検・評価書を作成して公表してまいりました。今回の対象年度は平成29年度ということで11回目ということになります。それでは、点検・評価報告書の1ページを御覧いただきたいと思えます。「はじめに」というところにおきまして、教育委員会における平成29年度の主な取組の概要について言及させていただいております。それが1ページから4ページにわたり記載をさせていただいております。続きまして、5ページでございますが、まず、1の「経緯」におきましては、先ほど私が冒頭で申し上げました点検・評価の実施に至った経緯。2には、点検・評価の目的について「効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすということ」を目的とする」というようなことをこちらで言及しております。続きまして、3の「学識経験者の知見の活用」でございますが、この法律の中で「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されておりますことから、元三重短期大学の学長様で現在津市の人権施策審議会会長で在られます岡本祐次様、元津市立小学校長で現在私立幼稚園の理事で在られます尾崎守男様、現在三重大大学の教育学部教授で津市の文化振興審議会会長で在られます山田康彦様、以上3名の学識経験を有する方を選定させていただきまして、本年の10月29日と11月13日に平成29年度の事務事業に関わる説明会を開催しまして御意見を頂戴しております。6ページを御覧いただきたいと思えます。4の「選定事業及び

点検・評価」でございますが、今回の点検・評価報告書は、平成29年度に教育委員会が実施しました各種事業につきまして、各所属が、予算のレベルなんです。事業で整理をさせていただいております。平成29年度の事業別の整理につきましては、7ページ及び8ページの事業評価欄に記載しておりますように、69の事業に分かれておまして、その分かれた事業を、9ページから77ページにおきまして、各所属が自ら点検・評価を行いまして、そのうえで、先ほど申し上げました2日間、学識経験者の方々の評価を受けまして、それに基づき一部修正を加えて最終案を提出させていただいているところでございます。尚、学識経験者3名の方々の評価を交えた御意見につきましては、冊子の78ページから84ページにおきまして掲載をさせていただいております。今後でございますけれども、この教育委員会で議決をいただいた後に、市議会へ提出するとともに市のホームページへ掲載していきたいと、そういう予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等ありましたらお願いします。学識経験者の御意見につきましては、先ほどの説明のとおり78ページから84ページにかけてこのような御意見をいただいております。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 この学識経験者の御意見、非常によくいただいているなと感心しているんですけども、こうやって貴重な時間を割いていただいた御意見に対して、具体的にどういうふうにお答えしていくとか、御意見に対して、「こういう考え方でやっていきます」とか、あるいは、「次年度にこういうふうにやっていただきます」とか、具体的にお返しというのはどのように考えてみえますか。

教育長 どうですか。下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 いろいろな項目につきまして、「学力向上についてどういう考え方があるか」とか「主権者教育は今後、力を入れていくべきではないか」とか、いろいろ御意見を頂戴いたしまして、その場その場で各担当課長のほうがお答えをさせていただきながら、「来年には生かしていきたい」というような、「御意見にそぐうような形でできるものについてはそのような形で進めていきたい」とか、あるいは、基本的に、今現在考えている

来年度の方向性なり今の現状なりをその場で説明させていただいて御了解をいただいているというような、そういうような状況でございます。ただ、一点、最後のほうの指摘に、尾崎先生からですかね、今後に向けての課題やそういったものも、この冊子には、事業の指標設定に基づく実績とかそんなものとか、進捗状況とって今の状況が書いてあるんですが、課題が書いていないので、やはりその辺はしっかりとらまえて、それを来年度また克服していくというようなかたちできちんとここへ書いていくべきではないかという御意見をいただきましたので、それについては、来年度から取組をさせていただくというような御返事をさせていただいて、今回はちょっと直しきれませんでしたので、課題自体については、我々も認識した上で、ただ書いていないだけで課題事項は持っておりますが、それが表記されていない部分については、来年から表記していきたい、というような形で検討させていただく、という御返事をさせていただいております。

中村委員 答えていただいているということですね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 まさにそのお答えのとおりなんですけれども、この事業評価を見ておきますと、進捗状況等の所では適切な運営管理に努めましたとか、進捗状況なのでそういう表現にはなるかと思うんですが、問題点、課題、それから、今後どうしていくのかとかですね、ちょっと負のイメージを表現していないという感じがいたします。プラスのできましたとか、プラスの評点につながるような記述しかないような気がしますので、もう少し、反省点もあろうかと思えますし、この有識者の御指摘のように、今後に向けての課題や方向性についての記載がなされたほうがいいのか、山田教授の最後のほうの事業の点検・評価の一層の工夫。これが必要であるということで、報告の部分の表現方法の工夫ですよね。これがもし付け加えてあると更なる方向性が見えていくかなと思えますので、先ほどの繰り返しになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

上島委員 すみません。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 目標値を挙げているんですけども、実績値が下がっていながら目標値はそのまま上げていたり、そこは、きちんとその段階で、例えば、青少年・子どもたちはそんなに問題ないもので声かけが少なかったと。それはそれでいいんです。では、その代わりに何を次に目標にするんだと。同じことを目標にしてまた同じようにするのではなく、目標は下がってもいいけど、こういうことに力を入れようということを出していかなかったら、目標値だけが動くのではなくて実質何が大事かということのほうに目を向けていく必要があるのではないかなと。意外と目標値にすると、目標値を達成したらいいんだというのではなくて、目標値が下がっても、こちらが意図することになっていたらそれでいいこともありますし、そういった面で、あまり目標値、言ったら4年間の目標値を出すもので、目標値はどうしても上げていくというのが、一つの目標値ではないけども、実質には下がっていくというのは、それなりの理由があるので、下がる代わりにこういうことに力を入れる、ということを書いていくべきではないかと。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 関連した質問で、委員の先生の方から、30年度の新しい総合計画ができたと思いますが、その辺のリンクはきちんとできているのかという中で、これは29年度ですので、総合計画と、私も委員さんにも諮らせてもらった教育振興ビジョン。これが30年度からの開始になっておまして、その教育振興ビジョンの中には新たな事業ごとに目標値を設定しておりますので、そういうものとリンクさせたものを、また来年度から、総計やうちの教育振興ビジョンとリンクしたようなかたちで、こちらもまた事業強化のほうもやっていかないといけないのではないかと、というふうにご答弁している部分もございまして、先ほどおっしゃった部分も、また改めて教育振興ビジョンで目標値というのを設定しておりますので、そちらも考えながら、どういった目標値が適切なのかということも入れて各所管で設定してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。富田委員どうぞ。

富田委員 目標値に対して実績値がだいぶ上回ったというのがいくつかあって、その辺の理由というのが記されていないので伺いたいんですけども、例

例えば67ページの公民館講座等関係事業という所で、目標値が640講座だったのが707講座に増えた、という辺り、この辺に何かしら理由があるとしたらどういうものなのかとか、例えば65ページの成人式関係事業なんですけれども、満足度が前年度の62パーセントから92パーセントに随分上がったという、これはもしかするとサオリーナを改善したからということなのかもしれませんけれども、何かしらそういう理由が、今、御説明できるようであったら、少し聞かせていただけたらと思います。

教育長 今のことにつきまして、どうですか。まず、松永副参事。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 この講座数につきましては、従来から公民館講座は二つ種類がありまして、通常の、趣味とか個人の自己実現とかを求める教養セミナーというものと、それから、ここでいいます地域力創造セミナーの二つの種類があるんですけども、この地域力創造セミナーというのが、何とか、地域の人づくりであるとか地域づくりにつながるような、そういった講座を捉えてそういう名称をつけさせていただいています。公民館としてはなるべくそういった講座に力を入れて、何とかその地域の力になるような公民館活動というのを目指してまいりまして、それが、当初の目的としていたそういう講座が徐々に増えてきているというのが実情でございまして、その結果がこの707ということになるのかな、というふうに思っています。

教育長 成人式。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 青少年担当副参事の
小島です。成人式の場合は実行委員会が主体となって、特に第2部を考えていただいているんですけども、特に、はっきりとこう、というのは難しいんですけども、やはりその、前回ジャズバンドを入れました、というふうなところがひょっとしたら満足度につながっているのかな、というふうなことで。確かにサオリーナが新しくきれいでしたので、その辺りも要因かとは思っております。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。上島委員。

上島委員 例えば、ジャズバンドを入れたために満足度が上がったと。それなら、そのことを大事にしないといけないと思うんです。なので、実行委員の意見もしっかりと取り入れてやったんだと。そうすると満足度は上がるんだと。

だったら、これから実行委員の意見というのをもっと尊重して行って、実行委員が望むことが中心になった第2部を構成するとか、そういったことにあまり口出しをせずに、予算はとってあげないといけないけども、そこら辺の、実行委員にもっと主体性を持たせてやったらいいのではないかと。そのことが満足度を上げることにつながるでしょう。そこら辺をぜひとも検討してもらいたいと思います。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。中村委員どうぞ。

中村委員 先ほどのお話で、成人式はその理由はそうなんですけど、来年度のこの報告書を作るにあたっての、そういう項目の上がったり下がったりの理由等の項目を付け加えたらどうか、という御意見だったと思うので、次年度どう対応されるか確認したいんですが。

教育長 どうですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 そうですね、今いただいたので、確実にそう・どうこうというのは、なかなか私の一存では難しいところですけども、やはり必要だと思います。なぜ上がったのかという理由をきちんと把握しないと、この目標値を維持するとか、あるいは向上させるという手立てがとりにくいということもありますので、そういう分析を行うことは当然のことです。ですので、それを、当然やらないといけないことですし、それを記載するかしないかだけの問題になってきますので、それはやはり、評価の中には記載しておいたほうが良いと思いますので、検討はさせていただくものの、入れる方向で何とか皆と検討して、入れる方向にしたいと考えております。

教育長 よりよい事業評価になるようにということで、工夫を重ねていくということ。あとはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの意見等なし。

教育長 それでは、議案第49号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第49号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第50号 平成31年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について、事務局から説明をお願いします。

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 教育長。

教育長 片岡課長どうぞ。

【非公開】

学校教育課長 説明

各委員 質疑

学校教育課長 説明

教育長 よろしいでしょうか。それでは、表現を変更して承認ということによりよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、修正をした上で、議案第50号につきまして、承認ということさせていただきます。

続きまして、議案51号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。松永公民館長どうぞ。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 議案第51号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、でございますが、本来であれば事前に協議をお願いするつもりでございましたが、本日となりました件、お詫びを申し上げます。津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正につきましては、津市一身田公民館を建て替えまして、平成31年4月1日から供用を開始するため、施設の区分及び使用料を設定するもので、同日から施行しまして、また同公民館の使用に係る手続きを規定するもので、同年1月1日から施行しようとするものでございます。公民館の条例の中で、公民館の使用料につきましては別表の中で整理をさせていただいております。現在、一身田公民館の使用料については、旧津市内の白塚公民館、片田公民館、南郊公民館、豊里公民館。この5つの公民館が同じ使用料を適用しているところでございますが、今回の一身田公民館の建て替えにあたりまして、

新たに、多目的室A、B、C、そして、研修室というのを設けますもので、それに伴いまして新たな使用料を設定するものでございます。また、附則につきましては公民館の使用に係る手続きの部分になってきまして、公民館の使用というのは使用申請をいただくんですが、それが、使用する日の3ヶ月前から使用申請ができる、ということになっておりますので、4月1日からの供用開始ということで、同年1月1日から使用申請をできるというところをこの附則の中で定めております。あと、資料としましては、参考資料として、新しい市営公民館の使用料の設定の部分、それから、条例の改正の新旧対照表をつけさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

教育長 質問等ございましたらよろしく願います。上島委員どうぞ。

上島委員 公民館で借りるのは値段が違うんですか。

教育長 松永副参事どうぞ。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 公民館によりまして、それぞれ部屋ごとに使用料の設定はさせていただきます。

上島委員 それは大きさを決めていくのですか。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 はい。合併のときに旧市町の条例を引き継いでいるんですけども、そのときに施設の大きさを参考にある程度の整理をさせていただいて現在の条例、ということになってございます。ですので、今回の一身田公民館の使用料の設定にあたりましてはそういった観点で使用料を改めさせていただきます。

上島委員 ということは、多目的室というのは狭いのですか。

教育長 松永副参事。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 今回の一身田公民館の部屋については4部屋ともほぼ同じ大きさになっておりまして、ほぼ40平米に満たない大きさになってございます。多目的室というのは3つ続きの部屋になっていて、その間を可動間仕切り、要するに、畳んだり出したりできる、防

音効果もある、そういった部屋になっております。先ほど、公共施設ですとコミュニティ施設が主なんですけど、こういった部屋でやっているというのは、今、一般的になっております。いわゆる、少ない・小さい部屋ですけども、1つとして使う、あるいは2つ連続して使う、場合によっては3つ連続して使うということで、多用途に使える部屋というかたちで考えております。ですので、そういった、大きさ的には小さいんですけども、利用形態に応じて使えます。そういった機能になってございます。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 ということは、ほかにも多目的室がある所に準じているんですね。

教育長 松永副参事。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 今回のこの細かい料金設定にあたってはですね、今現在、市全体なんですけども、こういった公共施設の使用料の見直しという取組も一つございます。その中で、この8月末に一つの指針が出ております。その指針の中では、その施設に応じて、受益者負担をどこまで求めるかという一つの視点と、それから、その施設の原価というのをどういった部分に求めるかという、二つの視点で考え方がございます。受益者負担については、公民館施設というのは、全ての市民が使えますが、結果的に利用されるのは一部の市民になる、というところがあるんですけども、ただし、主に行政が適用するものという考え方の中で公的な負担は半分がいいでしょうという考え方が今の1つでございます。それともう1つは、建物を建てるにあたって、維持管理費、あるいは職員の人件費等。これは負担していただくべきであろうという考え方が2つございまして、それにあたって、新しい一身田公民館の1時間当たりの1平米の単価というのを原価計算で試算をさせていただいて、その半額を市民に負担していただくという形で積算をしますと、ほぼ、今回お示しさせていただいたこの料金設定になると。

上島委員 同じ津市の中の公民館で、ある公民館は借りるのが安いぞと。人は安いところにやはり集中します。けども、公民館がいっぱいあるということは、その地域の人たちが活用するのが一番大事だと思うんです。それが、自分の地域でなくても安い所だからと遠い所へ行くのがいいのか。ということは、みんな同じだったら、地域の人には地域の近くへ行く。そこを大事にするのが、そうしないことには、何か知らないけど、遠い所から公民館を借りて、なんで

遠い所からここに来るの、安いからと、そんなものではないと思いますもので、そこら辺、やはり早いうちにきちんとしないと駄目だと思います。同じものを使って、別に古い・新しいではなくて、ある広さがあつたらやることは同じではないですか。それだったら、何もそんな料金を変える必要はないと思いますので、検討というか、早いうちにしてもらいたいと思います。

教育長 ご意見ということで。そのほかはいかがでしょうか。中村委員どうぞ。

中村委員 これ、12月議会に出されるんですよね。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 はい。12月の定例会です。

中村委員 そうすると、冒頭の言葉を私、少し聞き漏らしていたかもしれないんですけど、もう議会のほうへ送っているんですね。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長 はい。

中村委員 これに限らずなんですけど、特に議会とか外部へ出すものは、正式にじゃなくても、事前に郵送でも私ら委員のほうへ送っていただくほうがありがたいのかな、というふうに思いますので、ですから、もう送ってしまってますから、私らが意見を言っても直らないですよ。ですから、そういう対応を今後よろしくお願ひしたいなど。これに限らずに。そう思います。

教育長 宮田次長どうぞ。

教育次長 すみません。私も1年目ここへ参りまして、教育委員会という制度は重々わかっていたところなんですけども、これまでも事前にお渡しする前に外へ出ていくケースもございましたので、その点、しっかり注意してまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

教育長 十分に気をつけていくと。

教育次長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第51号につきまして、原案ど

おり承認ということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、異議なきようですので、議案第51号につきましては原案どおり承認いたします。